

平成 20 年第 1 回定例会

富良野市議会会議録（第 7 号）

平成 20 年 3 月 21 日（金曜日）

平成 20 年第 1 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 20 年 3 月 21 日 (金曜日) 午前 10 時 01 分開議

議事日程 (第 7 号)

- 日程第 1 議案第 1 号 ~ 第 10 号、
議案第 17 号、第 21 号 ~ 第 25 号、第 33 号
(予算特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 18 号 富良野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の
制定について
- 日程第 3 議案第 19 号 富良野市部設置条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 20 号 富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 26 号 富良野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 27 号 富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 28 号 富良野市看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 29 号 富良野市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 30 号 富良野市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 31 号 富良野市公園条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 32 号 富良野広域連合の設置について
- 日程第 12 議案第 34 号 富良野市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 13 報告第 2 号 専決処分報告
- 日程第 14 意見案第 1 号 「乳幼児医療給付事業」見直しに関する意見書
- 日程第 15 意見案第 2 号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書
- 日程第 16 意見案第 3 号 道路特定財源の確保に関する意見書
- 日程第 17 意見案第 4 号 「バイオマス推進基本法」(仮称) の制定を求める意見書
- 日程第 18 閉会中の所管事務調査について

出席議員 (18 名)

議長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	17 番	日 里 雅 至 君
	1 番	佐 々 木 優 君		2 番	宮 田 均 君
	3 番	広 瀬 寛 人 君		4 番	大 栗 民 江 君
	5 番	千 葉 健 一 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	横 山 久 仁 雄 君		8 番	岡 本 俊 君
	9 番	穴 戸 義 美 君		10 番	大 橋 秀 行 君
	11 番	覚 幸 伸 夫 君		12 番	天 日 公 子 君
	13 番	東 海 林 孝 司 君		14 番	岡 野 孝 則 君

15番 菊地敏紀君

16番 東海林剛君

欠席議員(0名)

説明員

市長 能登芳昭君

副市長 石井隆君

総務部長 下口信彦君

市民部長 大西仁君

保健福祉部長 高野知一君

経済部長 石田博君

建設水道部長 里博美君

看護専門学校長 登尾公子君

商工観光室長 高山和也君

中心街整備推進室長 細川一美君

総務課長 松本博明君

財政課長 鎌田忠男君

企画振興課長 岩鼻勉君

教育委員会会長 齊藤亮三君

教育委員会会長 宇佐見正光君

教育委員会部長 杉浦重信君

農業委員会会長 藤野昭治君

農業委員会会長 大西克男君

監査委員 松浦惺君

監査事務局員長 中村勇君

公平委員会会長 島強君

公平事務局員会長 中村勇君

選挙管理委員会会長 藤田稔君

選挙管理委員会会長 藤原良一君

事務局出席職員

事務局長 大畑一君

書記 鷓飼祐治君

書記 日向稔君

書記 大津諭君

書記 渡辺希美君

午前 10 時 01 分 開議
(出席議員数 18 名)

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には
千 葉 健 一 君
天 日 公 子 君
を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長大畑一君

事務局長(大畑一君) - 登壇 -

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、追加議案報告第 2 号につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、議会側提出事件、予算特別委員会報告、意見案 4 件、事務調査の申し出等につきましては、本日配付の議会側提出件名表に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議会運営委員長報告

議長(北猛俊君) 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。

議会委員長岡本俊君。

議会運営委員長(岡本俊君) - 登壇 -

議会運営委員会より 3 月 17 日に委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

追加議案は、市長側提出事件が 1 件で、専決処分報告でございます。

議会側提出案件 8 件で、内容は、予算特別委員会報告、条例 1 件、意見案 4 件及び閉会中の事務調査 2 件でございます。

いずれも、本日の日程の中で御審議を願うことにしております。

以上、申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わらせていただきます。

議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よってただいまお諮りのとおり決しました。

日程第 1

議案第 1 号～議案第 10 号、議案第 17 号、
議案第 21 号～議案第 25 号、議案第 33 号
(予算特別委員長報告)

議長(北猛俊君) 日程第 1、議案第 1 号から議案第 10 号まで、並びに議案第 17 号、及び議案第 21 号から議案第 25 号まで、並びに議案第 33 号、以上 17 件を一括して議題といたします。

本件 17 件は予算特別委員会に付託した案件であります。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長東海林剛君。

予算特別委員長(東海林剛君) - 登壇 -

予算特別委員会より、審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会は 3 月 10 日、議員全員をもって設置され、議案第 1 号ほか 16 件の議案審査の付託を受け、同日、正副委員長の選出を行い、3 月 14 日、17 日、18 日の 3 日間にわたり審査を行いました。

本会議第 1 日目に、理事者から提案されました予算概要にもありますように、平成 20 年度一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、総額 183 億 8,590 万円の平成 20 年度当初予算と、これに関連する付託議案について、詳細な質疑を重ね審査を行ったところであります。

審査に当たっては、国の地方財政対策などを踏まえ、財政健全化計画を基本に各事務事業の見直し、人件費の縮減を初めとした行政改革を行い、さらに、財政調整基金の運用などにより、財源補てんを行って編成された予算の状況にあつて、各種事業の適正な執行の観点から質疑が行われ、各委員からは、移住促進事業、福祉のまちづくり事業、老人ホーム寿光園管理運営、ごみ減量と再資源化啓発事業、市民農園管理運営、産業研修センター管理運営、東山地区鹿柵設置事業、農地水環境保全向上対策、有害鳥獣駆除対策、中小企業振興資金融資事業、商工業パワーアップ資金融資事業、小口緊急特別資金融資事業、通年滞在型観光推進事業、太陽の里パークゴルフ場整備事業、スクールバス購入、子どもと親の相

談員活用調査研究事業、放課後子ども教室推進事業などについて、質疑が行われました。

また、国民健康保険特別会計の特定健康診査事業、公設地方卸売市場事業特別会計においては、市場施設使用料、地方債の償還について、また、今後の展望などについて意見が出されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、議案第1号から議案第10号まで、並びに議案第17号及び議案第21号から議案第25号まで、並びに議案第33号の付託全議案について、全会一致をもって、それぞれ、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査の過程で出された議論を通しての意見を十分検討され、予算の適切な執行に当たられますようお願いを申し上げ、審査の経過と結果の報告といたします。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

本件は、委員長の報告に関する質疑及び討論は省略し、ただちに採決いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、質疑、討論を省略することに決しました。

これより、本件17件の採決を行います。

初めに、議案第1号、平成20年度富良野市一般会計予算、及び関連する議案第17号、富良野市財政調整基金の処分について、議案第21号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第22号、富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について、議案第23号、富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第24号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第33号、富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について、以上、7件について一括して採決を行います。

お諮りいたします。

本件7件の委員長報告は、可決すべきものであります。

本件7件について、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件7件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第2号、平成20年度富良野市国民健康保険特別会計予算、議案第3号、平成20年度富良

野市介護保険特別会計予算、議案第4号、平成20年度富良野市老人保健特別会計予算、議案第5号、平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計予算、及び関連する議案第25号、富良野市特別会計設置条例の一部改正について、議案第6号、平成20年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計予算、議案第7号、平成20年度富良野市公共下水道事業特別会計予算、議案第8号、平成20年度富良野市簡易水道事業特別会計予算、議案第9号、平成20年度富良野市水道事業会計予算、議案第10号、平成20年度富良野市ワイン事業会計予算、以上、10件について一括して採決を行います。

お諮りいたします。

本件10件の委員長報告は、可決すべきものであります。

本件10件について、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件10件は、委員長報告のとおり、可決することに決しました。

日程第2

議案第18号 富良野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議長（北猛俊君） 日程第2、議案第18号、富良野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、さきの議会運営委員長報告のとおり精査を要しますので、総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと存じます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、ただいまお諮りのとおり、総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第3

議案第19号 富良野市部設置条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第3、議案第19号、富良野市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

本件は、決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第20号 富良野市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第4、議案第20号、富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

本件は、決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第26号 富良野市乳幼児医療費の助
成に関する条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第5、議案第26号、富良野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

本件は、決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第27号 富良野市重度心身障害者及

びひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第6、議案第27号、富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

本件は、決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第28号 富良野市看護職員養成修学
資金貸付条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第7、議案第28号、富良野市看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

本件は、決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第29号 富良野市国民健康保険条例
の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第8、議案第29号、富良野市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。
本件は、決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。
よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 9
議案第 30 号 富良野市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第 9、議案第 30 号、富良野市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。
本件は、決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。
よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 10
議案第 31 号 富良野市公園条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第 10、議案第 31 号、富良野市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

13 番東海林孝司君。

13 番（東海林孝司君） 議案第 31 号、富良野市公園条例の一部改正についてお伺いいたします。

このことにつきましては、いろいろと説明を受けたんですが、改めて説明をしていただきたいと思えます。

パークゴルフ場設置について、以前、公園条例等含めましてしたときに、パークゴルフというのは健康的な思いなり、3 世代交流というのが基本であったと思います。その中で市内、市外というふうに分けて、市内の市民が、優先的に利用できるような配慮もされたと思います。

そのことについて、市民への影響はどういうふうにお考えになっているのか。

また、指定管理ということで受けられている業者

の方々につきましても、料金は圏域ということで、そういった圏域施設の有効利用ということに関しては、理解はいたしますが、そのことについて、市内というくくりがなくなり、料金が一律になるということで、市外と分けていたときの料金に関しての影響があるとも思っておりますし、そのことについて指定管理者に対する独自のサービスを行っていた部分を含めまして、影響などはどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 東海林孝司議員の御質問にお答えさせていただきますけれども、パークゴルフ場の基本的な考え方と合わせて、それぞれ指定管理者、あるいは圏域を含めてですね、影響のお話かなと思います。

パークゴルフ場につきましては、これまでも健康増進、体力づくり、そして 3 世代交流、そして、山部、東山含めて地域振興を図ると、こういう目的で手軽に利用できるスポーツ施設として、これまでも市民の皆様方を中心にして、御利用をいただいていたところでございます。

その中で、少し経過をお話ししますと、平成 17 年度から指定管理者ということで導入をさせていただきまして、この民間の持っている民間活力、このノウハウを創意工夫した中で、効率的な施設管理運営を今までも努めていただいていたところでございます。

そのような中で実は、それぞれ 3 年間、利用促進を図ってきたところでございますけれども、やはりなんといっても、この利用者増をいかに図っていくか、そして歳入をいかに増やしていくか、こういうことで、これまでもいろいろな議論をしてきたところでございます。

そのような中で、実は、富良野地区広域教育圏振興協議会、これは沿線の教育委員会が設置をしているわけでございますけれども、この中でもですね、これまでも、教育の今日的な課題解決に向けてということで、それぞれ学校教育、社会教育、スポーツを含めて、この取り組みをしたところでございます。

そのような中で、今回提案をさせていただいておりますけれども、実は富良野地域につきましては、競技団体、それぞれ野球、パトミントン、卓球とか、バスケットとかバレーとか、これが連盟組織になってございまして、それぞれ広域で今取り組みをしてございます。

そのような中で、それぞれ利用活用に向けて、それぞれ利用料金が異なるということで、この不便さ

を感じているところでございました。

その中で私どももいろいろ平成18年の11月から、議論をさせていただいて、やはりこの圏域の皆さん方が、含めてですね、市民の利用が優先でございませうけれども、圏域の皆さん方が連携を図るという中でですね、広域連携を図る。そういうものを含めて、やはりこの料金の関係について、議論をしましていったところでございます。

そのような中で、私どももこの体育施設の広域的かつ、効率的な利用について、協議を含めた中で今までは市内、市外にしていたんですが、圏域に統一をさせていただくということになってございます。

この件についてもですね、指定管理者の皆さん方も11月段階でございませうけれども、いろいろ御議論をさせていただいているところでございます。

そのような中で今回、広域の方も意見の一致を見た中で、今回ご提案をさせていただいているということでございます。

それで、影響のお話かと思えます。

私どもも、平成16年度第4回定例市議会において、この上限の基本料金の設定をさせていただいております。共通のシーズン券については、18,000円という上限がございます。

今、それぞれ指定管理者の方で、裁量でサービスとして御尽力をいただいております。15,000円でシーズン券を設定していただいております。この分は、要するに今までサービスしていただいておりますけれども、それが、3,000円限度額になってくるという状況になります。

それからもう一つ、今の一日券でございませうけれども、通常、市民の方は300円。圏域、市外の方については500円という設定でございまして、これが一つ統一されますので、300円で御利用いただける。その分が200円出てくるかなと、考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほかございませんか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 影響というのは、必ずしも金額的な問題だけではなくて、この条例を設定をしたときに、市外と市民と、市外の方と市民の方との金額の差をつけた経過があります。

このときに、市民が並んで待たなければならないとか、そういう意味で市外の方がたくさん流入してくると、並んで待たなければならないということで、それで、市民が優先的に使えるように、金額

を変えたのですということだったんですね。

そのところの目的はどうなったのかなということと、パークゴルフ場をつくったときの考え方からいうと、必ずしも沿線の振興ではなくて、市民の健康だとかね、そういう憩いの場だとか、あるいは3世代交流の場だとか、いろいろなそういった目的でつくったはずなんです。

それがいつの間にか、この間の予算の審議の中でもありましたけれども、いつの間にかその経済の問題にすり変わったり、あるいは、その地域の振興に変わったり、いつの間にか方向が変わってきたんじゃないかという気がするんですが、そのところは一体どういうふうに、理解すればいいのか、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 横山議員の御質問にお答えさせていただきますけれども、先ほども、東海林議員の方にも御説明をさせていただきましたけれども、あくまでも、先ほど私の方でお話しさせていただきましたパークゴルフ場につきましては、健康増進体力づくり、そして3世代交流、そして山部、東山含めて地域振興、こういう視点の中で、これは進めさせていただいているところでございます。

それで今、横山議員が話されたように、当時につきましては、しっかりと有料と無料とにですね、分けて、これを住み分けをさせていただいているという経過もございます。

それで、合わせて先ほどの話にもありますけれども、やはり民間のノウハウを活用しながら、そして障害者の方々にも優しい簡易のベンチをつくったり、休憩場をつくったり、それぞれ利用しやすい方向で進んでおりますし、あわせて市民の皆様を含めてですね、早朝あるいはたそがれと、時間を延長して、それぞれ本当に利用の増を図ってきているというのが現状でございます。

あくまでも、市民優先の中でこのスポーツ施設は御利用いただいている。こんなふうに思っているところでございます。

ただ、その中で、先ほども御説明させていただいておりますが、広域的にですね連携を図るという意味からも含めていくと、先ほどもお話しさせていただきましたそれぞれのスポーツ団体、スポーツ競技、沿線でまたがって協議を進めております。

それで、どうしても利用促進に向けていくと、やはり、料金設定が違うということで、いずさも感じているところでございまして、これも我々教育委員

会サイドとしても、十分議論をしてきた中ですね、社会教育施設、社会体育施設、どうあるべきかということと、あわせてですね、スポーツ施設の利活用ということも含めて議論してきた中で、今回、その中で取り組みをさせていただいているという内容でございますので、ひとつ、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 今、教育長は施設の効率的な利活用ということで、広域の連携をとっていきたいのだと、こういうお話でした。

これが、今始まった話ではなくて、以前、中富良野にプールができたときにも同じような議論をしたというふうに思ひます。駅前の再開発ビルにプールをつくるといったときにですね、同じような議論が以前された記憶があります。

そのときには、それぞれの自治体として設置をするのだという話だった。それから言うと、ある日突然にとってつけたように利活用、利活用という話ですけれども、かつてのそういう、その自治体は自治体としてやってくんですということの目的はもう既に達成されて、今度はこういうふうにするのだと言ったところがね、どうもストンと落ちないんですね。

わざわざプールも二つつくってやらなくても、お互いにその自治体同士で協定をしながら出来ないものかというのは、議論も大分以前ですけれどもあったというふうに、私は思っているんですが、そのときにはそのまま通り過ぎたけれども、今はこうなんだというようなね、何かその変わったものがあるのか、考え方が変わるような要素があったのか、その辺のところをお聞きしたい。

議長（北猛俊君） 御答弁願ひます。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 横山議員の再質問にお答えをさせていただきますけれども、決して軸はぶれていないと思ひます。その中で、民間の方々やはり、収支をしっかりとっていかねければならぬ。

その中でですね、先ほども御答弁させていただいたところでございますけれども、利用者増をいかに図っていくかということは、大きな課題であると思ひます。

その中で、歳入を伸ばすためにはどういふ利用者の新たな発掘を図っていくかということも、大きな課題になってくるかなと、こんなふうに思ひおきまして、そんな中で、これまでもいろいろ議論展開

をさせていただいたところでございまして、私どもとしては、やはり指定管理者の方々と話し合いをしながらですね、その取り組みを図ってきているという状況でございますので、ひとつ御理解いただければなとこんなふうに考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか、ございませんか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 横山議員と関連するのですが、過去の議論経過でいくと、市内と市外利用者含めて、なぜ、料金設定をするのかという、そういう議論過程が委員会の中であつたんですよ。

その中で、そのときには理事者の方はですね、なぜ、料金を設定するのかということ、市民の利用を阻害する状況にあるんだと。市外の方が、その利用率、これは金満なんですけど金満は46%の人が市外からなんです。ですから、市民の皆さんの利用がしづらいいんだ。だから、料金設定をするんだという根拠の一つにしているんですよ。

それと、その議論の中ではこういうこともあるんですよ。有料化の議論の中で、高齢者の方から小学生に使用させないでほしいという要望もあつたんですよ。ですから、料金設定の根拠は、基本的には、その市民の皆さんの利用を守るんだということは前提であつて、そういう中での説明がずっとされてきたわけなんです。

前に資料を見てみたらですね、むしろ、状況は何ら変わっていないんですね。市内の利用の人と市外の利用の人と、本来ならば、市内の皆さんの設置目的からいくと、市内の皆さんの利用促進を図るのが第1条件であつて、設置目的からいうとですよ、市民の皆さんのための施設なんだと、それをあえて広域にすることによって、市民の皆さんの利用を阻害することになるのでないかというふうに思ひわけなんです。

先ほどからいうと、市民という部分の視点じゃなくて、むしろ広域性の問題だとか、指定管理者の何というか、経営の問題というのか、そういうような方向にどんどん、どんどん視点がいついていて、本来市民の皆さんの利用促進、そして3世代の交流というそういう視点がですね、何か、どんどん、どんどん薄れていついていくようにしか、答弁が聞けないわけなんです。

その辺はどうなのか。過去理事者は、説明しているんですよ。そういう議論経過があるんですよ。そう古くないときの議論です。

その辺の、先ほどから聞いているんですけど、そ

の辺が視点が、市民という部分での視点がどうなのかなというふうに思っているんです。

その辺、改めて御答弁願いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 岡本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、その当時議論した経過と、私は変わっていないと思っています。

その中で、先ほども御説明をさせていただいておりますけれども、それぞれ市民の皆さん方に、利用しやすいそれこそ、先ほども御説明させていただきましたけれども、早朝とかたそがれとかですね、時間を延長したりですね、あるいは独自のイベント、大会行事、そういうのを取り組みをさせていただいております。

合わせてですね、先ほども御説明させていただいておりますけれども、それぞれ本当に市民のサービス向上のために、いろいろな独自の行事なども取り組みをしているという状況でございます、決して圏域云々ということではなくて、市民優先ということを私どもも考えてきている。そのとおりだと私は思っています。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 頑張っているということは、わかる。でも先ほどは、広域連携という視点が強調されていたわけなんです。

本来これは、富良野市民のために我々の税金が使われている。それを超越する広域連携、そういう部分では、市内の皆さんの利便性を広げるんだという話だというふうに思いますが、でも、逆に言えば市民の皆さんにとって、身近なパークゴルフ場が使用しづらくなる。

その辺の兼ね合いというんですか、今、決して広域連携のことじゃ沿線のことを考えたわけではないという話を、今したように思うのですが、その広げた理由というのを改めてお聞かせ願いたいし、また、広域連携となればですね、また範囲がどんどん広がってくるというふうに思ったりするんですが、その辺については、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 岡本議員の再々質問にお答えをさせていただきますけれども、先ほども御説明をさせていただいておりますけれども、この富良野地域、それぞれ、各種スポーツ大会を開

催をしております、沿線またがって実施をしております。その中で、それぞれ連盟を組織して取り組みをしている中で、私どももパークゴルフ場以外は、普通のものは市内、市外関係なしに料金設定されております。

その中で、それぞれ選手がですね、利用する皆さん方が、いろいろな大会をやる中で、やはりそのいずさを感じている。料金の関係で。その中で、今回その体育施設、社会教育施設を含めてですね、しっかりその効率的な利用を図るということで、沿線の教育委員会としても、共通理解を図った中で今回、沿線が所有するそれぞれの、私どもでいうとパークゴルフ場になりますけれども、この公共施設についてですね、今回ご提案している部分をそれぞれ施設所在地の住民から圏域ということで改正させていただきたいという内容でございます。

これまでも、いろいろこう連携を図って、取り組みをさせていただいてきておりますけれども、決して圏域云々ということではなく、市民優先で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 富良野市は、ほかの施設は門戸を広げていますよね。他のいろいろな施設。

あるのはパークゴルフ場だけですね。ですから、このパークゴルフ場のときにですね、なぜ料金を市内と市外に分けなければならないといったときにですね、市民の利用、利便性が悪くなるから料金を市内、市外に料金設定するんだと聞いていたわけですよ。

ですから、今教育長が言われる部分で、富良野的にいえば問題あるのは、対外的に問題あるのはパークゴルフ場だけなんです。ですから、逆に言えば先ほど言ったよう運動施設の利用だとか、各種大会というのは、富良野的にいえば他の競技団体だとか、そういうところには影響していないはずなんです。

そういう状況で、このパークゴルフ場だけなぜ市内と市外をつけるのかといたら、市民の健康だとか、増進だとか、そういう部分を守るために3世代交流、その循環、よく利便性何ていうんですか、そういうことを中心にしている施設だから、差をつけるんだとこう言われた。

教育長言われているのは、あたかも全部施設がですね、富良野的にいえば問題があるようなお話ですが、問題があるのはこのパークゴルフ場なんです。

パークゴルフ場だけが問題があって、その他の施

設は何も問題はないんです。そして、そのパークゴルフ場をつくったときにはそういう答弁をいただいている。その辺の整合性がよくわからない。

あれもこれも一緒にして何か利便性を良くする話なのか、僕はちょっと違うと思うんですが。

富良野的にいえば何も迷惑かけていないんです。富良野的にいえば、私はそういうふうに思いますけど。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君）岡本議員の、市民への影響ということでご質問があったかと思いますが、具体的な数値でですね、お答え申し上げたいと思います。

圏外、圏内ということで利用区分を変えることによりましてですね、先ほど教育長の方から御答弁させていただきましたように、基本的な考え方は変わってはいません。

あくまでも市民の利用を優先するというですけれども、この辺の影響もですね我々調査してございます。

それで、金満のパークゴルフ場につきましてはですね、市内、市外というふうに分けてはございますけれども、市外の方がどこから来られたというデータはございません。市外の方がですね今、19年度のデータでいきますとですね、大体、市外の方が23%ぐらいを占めてはまして、2万2,976人の方が利用いただいていると、そのうちの大体20%ぐらいが市外から来られているということで、平成16年のときは、40%ぐらいということですが、その辺の利用率が下がっているということです。

それで、山部のパークゴルフ場につきましてはですね、この上富良野から占冠まで、利用者が247名ですので、これは全体の利用者のですね2%にしかなりません。

東山につきましてはですね南富良野からの利用がありまして、これは5%ぐらいで376名の方が来ておられるということで、これによって、今回の圏内、圏外によってですね、市民の利用にですね、大きな影響を与えるかということ、そういう大きな影響はないだろうと。

本当は来てもらって、相互交流して、それぞれの施設ですね、また沿線の住民の皆さんが共通利用することによってですね、交流したということもまた大きな目的のかなと思ってございますので、そういう圏内、圏外によってですね、市民が阻害されてしまうというような状況はですね、データからは読み取れないのかなと、こんなふうに思っています。

以上でございます。

議長（北猛俊君）そのほかございますか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） 今、教育長からも御答弁をいただいたんですが、やはり、市民優先ということで、先ほどから何回か御答弁をいただきました。

どうも、その辺が私として、どういうところに市民優先ということなのか、その点御理解をいただければと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 岡野議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、先ほども東海林孝司議員にも御説明をさせていただきましたけれども、この目的として、これまでは、まずは市民の皆さんを中心にしながらも、健康増進とか、体力づくりとかその地域、地域ですね3世代交流、そして、山部、東山含め地域振興ということで、手軽にできるスポーツ施設としてこれまでも、取り組みをさせていただいてきております。

先ほども御説明をさせていただきましたけれども、障害者にやさしい簡易のベンチをつくったり、休憩場をつくったり、それぞれそういう対応を図ってきたりですね、あるいは市民の皆さん方に早朝であったり、たそがれであったり、時間を延長してあるいは利用促進に向けて、これまでも取り組みをさせていただいているところでございます。

あわせてですね、東山なら東山地域でいろいろ市民、地域の方々のためのイベントを重点においてやったりですね、いろんな民間のノウハウを対応しながら活力を、民間の皆さん方のノウハウを活力を使いながら、効率的な利用促進に向けて取り組んできているところでございます。

そんな中で、これまでも指定管理者の皆さん方が、シーズン券だとか、あるいは共通券とか、そういうのをですね、裁量の中でサービスをしていただいていると、こういうのものでですね、取り組みをされているところでございますので、ひとつその辺も含めて、御理解いただければなと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

そのほかございませんか。

6番今利一君。

6番（今利一君） 1点お伺いしたいというふうに思いますけれども、ただいま教育長がですね説明された中で、利用者をいかに増やしていくかということをおっしゃいましたが、現段階で利用者はですね、減っているんですか。それともどうなのか、僕はよ

く分からない。

それともう1点は、今後、太陽の里にですね、パークゴルフ場をつくるということになってくれば、またまたこういう、もし利用者が減っているとすれば、そのような現象も、どこにどういうふうに配分するのはわからないですけれども、どういう利用者がふえるのかは分からないけれども、そういう現象がまたできてきて、また悩みの種がふえてくるのではないのかというふうな感じがするんですが、その辺はどうかについてお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 今議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、利用の状況かと思えます。

金満緑地公園のパークゴルフのですね、利用につきましては、3年の統計の中で、平成17年度は、2万821人、平成18年度は2万3,713人、平成19年度は2万2,976人、前年対比で737人の減でございます。

山部太陽の里パークゴルフ場につきましては、17年度1万2,042人、18年度1万601人、19年度1万1,679人、1,078人の増でございます。

東山公園パークゴルフ場につきましては、17年度7,455人、18年度7,047人、19年度7,270人、223人増でございます。

こういう状況ではございますけれども、先ほどもお話ししたように、何といてもやっぱり利用者増を図るといことは、これは大きな課題でございますので、こういうのを含めてですね、利用者の新たな発掘を含めて議論をしてきたということでございますので、ひとつ、その辺も含めて御理解をいただければと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6番今利一君。

6番（今利一君） 全体的に見て、金満が落ちていてというふうなことで、あと山部がいくらかふえて、東山がふえているというふうな状況で、先ほどもお答えになっていなかったが、山部の太陽の里との整合性がどういうふうになるのか、一つふえることによって、またそういう努力をしなければならぬんじゃないのかというふうなことが、ちゃんとこの辺で整理されているのかどうか、それともう1点ですね、いわゆる広域にすることによって、どこがどういうふうなメリットでですね、こういうことがあって利用者増が図られるんだという明確な理由が、見えていないような気がするが、その辺をお答えいただきたい。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 今議員の再々質問にお答えをさせていただきますけれども、この、富良野圏域住民、富良野市民と、料金を今回、同一料金で利用していただくということで改正をすることでございます。

そのことによってですね、先ほども御説明をさせていただきましたけれども、本当にこの沿線、いろいろ施設がございますけれども、やはりその、圏域の皆さん方が、市民の方が当然優先ですけれども、圏域の皆さん方も、やはりこう利用促進を図るという中でもですね、それから、市民の皆さん方とも交流することも含めてですね、料金を統一をした中で、御利用をいただくということも、一つなのかなとこんなふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6番今利一君。

6番（今利一君） 何回聞いても分からないんですけども、例えば広域にすることによって、今まで埋もれていたものを発掘するだとか、積極的理由というか、そういう要素というのがあるのか、どうなのか。

それと、さっき言いましたように、また新しく施設ができてくるというふうな部分との整合性というか、その辺がきちんと取れているのかどうかということをお聞きしているわけですよ。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 今議員の再々質問にお答えをさせていただきますけれども、18ホールで大会や何かをすることよりも、大会ばかりでなくても市民の皆さんが利用する中でですね、やはり金満のように36ホールあると、本当にスムーズな形の中で、取り組むことができるのかなと、こんなふうに思いますし、また、いろいろ先ほどからお話をさせていただいていますけれども、利便性向上の中では、いろいろなイベントや大会等独自のものを開催させていただいて、市民中心の中で取り組みをさせていただいて、合わせて広域の皆さん方とその交流を含めてできるのかなと、こんなふうにも考えているところでございます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、本当にこういうスポーツ施設の活用含めて、これまでも議論をさせていただいていますので、ひとつそれを含めて御理解いただければと思います。

議長（北猛俊君） そのほかございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 一つ目の質問がですね、市から出てきたものなのですが、はっきり、あのこの富良野市公園条例の一部改正についての、その、会派説明の資料の中でですね、しっかりと平成19年10月に開催されました富良野広域圏5市町村の長で構成しています第4回広域連合準備委員会におきまして、圏域内の公共施設の圏域住民の利用促進のため、各市町村は平成20年4月実施を目安に、条例で規定している各施設の市町村民料金設定を、圏域住民に範囲拡大するよう準備を進めることが確認されましたというようなことで、会派の説明資料としてございます。

それとですね、この条例の備考の3、圏域とは富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村のことをいうということで、規定してございます。

どうしても最初にですね、この広域ありきでなかったらですね、圏域が限定された上富から占冠でなければならなかったのかということについて、説明していただきたいのと、まず、広域ありき、広域連合の机上で出てきたものなのかどうかということをはっきりさせていただきたいということと、それから、圏域の考え方、それからもう一つはですね、先ほど言いました、市民優先ということについてお聞きしますが、今は市外からの利用のお客様が、減っているというような先ほどお答えがございました。

これについてはですね、今までの料金設定が、功を奏して市民が使いやすいような状況になってきているという見方もできるのではないのでしょうか。

その点についてもお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 宮田議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

お話しの中でですね、広域連合で公共料金の一律を決定したと、こういう御質問のようでございますけれども、私から御答弁させていただきたいと思いますが、公園条例の中でですね、先ほどから、それぞれ市民連合の方々から御質問を受けているわけでございますけれども、パークゴルフ場のそれぞれ委員会で練っていただいた中で、市民を重点的にやる、さらには市民の健康増進のためにやる、当然、そういう柱を立ててパークゴルフ場を設置したこの経緯については、曲げるわけにもいきませんし、あるいは、それも一つの基本として、これからはしていくというのは、基本的な考え方であります。

しかし、時代というのは、少しずつ流れていきま

す。

先ほど、御答弁させていただいた中でですね、減っている現象は何かということでございますけれども、私は金満については、昨年の日照が続いて、芝生が枯れてしまって出来なかったと、こういう苦情が出てまいりまして、そして、使えなかったとこういう状況が地域懇談会の中でも明確に出された事例がございまして、それで大幅に金満地区については減ったと、こういう状況もございまして、その点ひとつ、御理解を深めていただきたい。

減少の理由は、そういう天候の理由も多いに影響していると、このように御理解を賜りたいと思えます。

ただいまの宮田議員の御質問に返らせていただくわけでございますけれども、私は、公園条例の改正をすることによって、基本的なものは先ほどから教育長がお話ししているとおりですね、これは曲げる理由もございません。

しかし、時代の流れというのは、一つには、パークゴルフ場は、健康増進をやるということですから、もっと多くの市民の方がそれを使っていただくことが健康増進につながっていくと、こういう状況づくりを行政としても合わせてやっていかなければならない。これは一つでございます。

それからもう一つは、この、パークゴルフ場が今3カ所ある中で、山部については18ホール、先ほどの御質問あった中でですね、あわせて御答弁させていただきますけれども、18ホールで大会ができないんですね。

それからもう一つは、年々、パークゴルフ場の全体的な北海道を含めた中で、それぞれ難しいコースの設定が、どんどん、どんどん、次から出てきているんですね。それに挑戦する、それぞれの愛好家の皆さん方が、競ってそういう状況づくりの所に集まってくると、これも一つの、これからの状況づくりの一つに出てくるだろうと、このようにも考えられるわけでありまして。

そういう状況を含めた中で、減少する中で増設するのかという御意見もございましたけれども、私は、地域振興の中でパークゴルフ場だけをそういうふうにとらえてお話がございましたけれども、山部全体の太陽の里の、これからの地域振興を図る上では、それも一翼を担う一つの手段であるということも御理解を賜りたいなと、このように感ずるところでございますし、先ほど御質問あった中でですね、広域圏の範囲を広めて、それらがこれからの公共料金に全部それが反映されると、こういう御質問のようでございますけれども、私どもとしましては、いろいろ

る公共料金の中でも、まだたくさん圏域の中で論議をしていかなければならない問題がたくさんございます。

火葬場の問題もございますし、いろいろございます。ですから、そういう論議の中でできる状況のものやはり、圏域の中でやっていくということも、これはこれからの時代の流れの中です、判断していく状況も、これは求められることではないだろうかと、私たちはそのように判断をいたしましたところでございますし、さらにもう一つは、先ほどから御答弁させていただいている中でですね、基本やはり市民を主体とした中で、先ほども人数は申し上げておりましたけども、もっともっとふえて健康増進に役立つということに貢献してもらわなければならない。

ふらっとについても、そのようにございますので、私は、そういう健康増進ができる施設というものを、もっともっと考えていく必要性がある。

このような観点も含めてですね、私は、圏域の料金体制の中です、市外と市内の中を区分けしてやった、そういう状況づくりというのは、この条例をつくったときの発足当時の精神というものは、先ほどから御答弁させていただいているとおり、その基本方針は変わらない。

その上に立っての状況づくりが、これからも出てくる状況もございますので、そういう判断をさせていただいたと、このようでございますので、ひとつ、御理解を賜れば幸いですし、それから、広域連合の会議で決定したのかと、こういう御質問でございますけども、広域連合の中では明確に決定したという状況ではございません。

準備委員会の方です、そういう統一の状況の中です、お話が出ていまして、これはひとつ、そういう前向きな検討をしていく必要性があるだろうと、こういう状況づくりができたという状況の中でございますので、この点、お答えを申し上げておきたいと存じます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「市民優先の答えをもらって…」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 続けて御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 宮田議員の方から先ほど提案の理由の話が出ておりましたですね。これは、御説明させていただいてよろしいでしょうか。

今回の公園条例の一部改正の件で、先ほど、宮田議員の方から、この内容ということの御質問がございましたので、説明をさせていただきたいと思いま

す。

本件につきましては、金満緑地公園、山部自然公園太陽の里、東山公園パークゴルフ場の利用について、利用者区分にある市内に住所を有する者、圏域内に住所を有する者に市外に住所を有する者を圏域外に住所を有する者に改め、上富良野町から占冠村までの富良野圏域住民が、富良野市民と同一料金で利用できるように改正し、富良野広域圏のスポーツ振興に寄与しようとするものでございますという内容でございます。ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） 私がこの備考 3 のことと、いま広域の連合の関係のテーブルの上から出てきた問題で、市長おっしゃるようになりますね、時代も変わってきたと、この中で料金設定も今後変わっていく方向性は、いろいろな面で市民の健康面からいっても、いろいろな面で考えられていかなければいけないんだと、そういうのは非常によく納得、わかるわけです。

しかしですね、私たちもここで議会ですね、そういうことをですね、検討したり判断して市民の立場に立った行政の運営というものをしていく中で、この広域の連合から出てきたものっていう、広域の連合の、ここの準備委員会の中で出てきたことっていうのはね、これから議会側もね、広域連合の、これから審議に入っていくわけです。

その中から、いろいろな問題が出てきて検討していきながら、広域として取り組むことについては、いまこれから進めていかなければ、細部にわたって検討していかなきゃならないという、今、時期だと私は思うわけですから、その点についてお伺いしたいのと、先ほど答えになっていなかったのですが、東山、金満地区です、市民優先と言ったのはですね、金満地区で、市外の外来の方が 46% から 23% になってきている。

それから、東山では 23 から 5%、山部では 27% から 2% になったという、この数字というのは、言い換えれば、いままでの料金設定が功を奏して、市民が使いやすいような、いつ行っても使えるような状況に、対策としてなったという見方もできるのではないですかといっている。ですから、その点についてもう一回。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 宮田議員の前段の部分のお

話の中で、御質問あった件でちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、広域連合はまだできていないのに、広域連合では決定はできないんですね。

もう一つは、準備委員会の中でですね、富良野地区広域市町村協議会というのがあるんですね。これは広域連合の事務局、市でもって、そういう協議会とあわせたときに、そういう話はですね、お話し合いができたというふうに、私も記憶をいたしているところでございますけども、そういう中でただいまのパークゴルフ場のという限定したお話は一切しておりません。

広域的なですね、料金体系のものについて見直しをする必要性があるのではないかと、こういう話が出たということでございまして、パークゴルフ場のですね、料金改定をそこで決定したとか、あるいはそこで論議になったという話は一切ございませんので、その点ひとつ御理解を賜りたいと、このように思います。

議長（北猛俊君） 続けて御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 宮田議員の御質問にお答えしますけども、いま市長の方からお話しておりましたけれども、富良野地区広域教育圏振興協議会、ここで議論してきたという、先ほど御答弁させていただいておりますので、これに変わりはございません。

それからもう一つはですね、今お話があるように、市内市外というか、料金設定の関係がありましたけども、当然そういう中で、市民の利便性を図るということで、利用料金の設定をして、これまでも来ておりましたので、それは指定管理者の裁量権の中で、サービスの中で料金を共通シーズン券については15,000円で設定しているという状況です。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） いま、第4回の広域連合準備委員会で、パークゴルフ場の料金をどうのこうのというのではなくて、広域の施設の料金をするんだというようなことで話されて、市長は説明されました。このことについては、その中で、そういう方向にあるというのは、それはわかります。

しかし、議会として、私が代表なわけではないですけど、議会の一員としてですね、やはり、こういう問題が出てきて、それがですね、そこで話されているうちはいいんですけど、形になってですね、こういうふうな条例でですね、議案として上がって

くるとですね、やはりですね、広域連合の、広域連合での、広域の取り組みが、ここで一発でこうやって前もって広域連合の議会で、これから、特別委員会を設置してですね、いろんなことを市民の不利益にならないようなことをですね、討論するという中では、ちょっと痛み足ではないかというふうなことをと思いますが、その点についてだけお聞きいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 宮田議員の御質問にお答えいたしますけども、議会に対して、それぞれ市民の代表の議員の皆さん方に、提案をするという形の中では、広域連合を主体とした中で決めたことは、この議会で論議されるということは、現在の状況ではございません。

それを明確にお答えをしておきたいと存じます。

議長（北猛俊君） そのほかございませんか。

16番東海林剛君。

16番（東海林剛君） 先ほどからずっと議論が続いているわけですが、ちょっとストンと落ちない部分で、2点にわたってお聞きしたいと思います。

ずっと、パークゴルフ場の有料化に向けたいろんな議論の中から、その時の設置の目的含めて、いわばその中心は変わっていないと、市民優先ですよというお話を、ずっとされているわけですが、その中で今回ですね、この市外料金をなくすという形の中で、いま方向が進んでいるわけですが、その中でですね、利用実績を見てみるとですね、先ほど、教育長の答弁にもありましたように、その中で当日券、それから回数券については変わらないけれども、この共通シーズン券ですね、こちらの方で、このことによって、いわばその共通シーズン券で、いわばその影響額で3,000円上げざるを得ない状況になると。

それから、単独シーズン券では2,000円。これも上げざるを得ない状況になるというようなことで、これはもう、指定管理者の方での方向性として、そういうことだということなんですけれども、結局そうなってくると、共通シーズン券を買って、購入をしてパークゴルフをやられる方というのは、非常に熱心な方だと思うんですね。

それと、こうやって利用実績表を見ると、市外利用者っていうのは非常に少ない。ほとんどが市内の利用者だと。そこにしわ寄せがいかざるを得ない状況になっている。

指定管理者が、サービスでやっているわけですよ

ね。上限いっぱいにならないで。そういうことでいうと、市民に対する影響が一番多いところに、しわ寄せが行っているということが一点、あると思うんです。

それと、そのことによって、指定管理者にすれば上げざるを得ないと。シーズン券。そういう状況になったということは、指定管理者の経営上にもやっぱり非常に影響出てくるということだと。

その中で、これも指定管理者の契約の中で、昨年9月にそれぞれ契約の交渉をして、新たな指定管理契約を結んだと思うんですけども、そのときのルールから変わってしまっているんですね。

こういことで、本当にわずかな間でその中身が変わってしまっているということで、この指定管理者に対する、これからの、ここに限らずあり方含めて、この2点お伺いしたいと。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 御答弁申し上げます。

冒頭の東海林孝司議員の方からも出ていたと、というふうに思います。市民への影響、それから指定管理者への影響ということかというふうに思います。

これにつきましては、9月にですね、指定管理者と新たな契約をさしていただき、5年間の契約という形をさしていただきました。指定管理業務に関する協定書というのが交わされまして、この中でですね、有料公園施設パークゴルフ場指定管理仕様書というのがございまして、この中に、リスク分担表というのがございます。

このリスク分担表というのは何かということでございますが、どこがその負担をすべきなのかと、いうものでございます。リスク負担の状況を今回、かんがみるときにですね、いま、おっしゃられた指定管理者のノウハウを生かして、指定管理者が利用促進に努めていると、いう部分を阻害をしている形になるのではないかと懸念があります。

そういうことで、今回のリスク負担の場合の中にですね、その仕様書の中に分担表に定める事項で疑義がある場合又は、定める事項以外の不足のリスクが生じた場合、甲乙協議の上という部分がございまして。

今回、指定管理者が3,000円、それを市民に負担をするということにはなりません。ならないだろうというふうに思います。

それからもう一つ、先ほどの中に触れてませんが、市外の方という部分が、圏域に入ったことによりまして、500円負担していたものが、300円になると、ということで、ここでまた200円が、指定

管理者が、その利用料金が下がるという形でございますので、これについては今後、指定管理者とそのリスク負担のあり方ですね、協議さしていただきながら、対応をとっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほかございませんか。

17番日里雅至君。

17番（日里雅至君） いま、この条例にかかわっていたもので、公園条例とですね、指定管理者の関係の条例と密接な関係があると思いますので、ちょっと、この辺のところも含めてお聞きをいたしていきたいと思います。

今、それぞれ皆さん方の部分の基本的な考え方含めてですね、それは間違っていないような気がいたしております。

ただ、教育委員会の教育長のお話しによると、広域料金を要するに、いずれから、何かそんなところで一定方向にしたいみたいな御答弁がございましたけれども、その辺につきましては、行政の単なる都合であってですね、今、副市長が言われた指定管理者との協議含めて、その辺の整合がなかなか取れないのかなと、その理屈はちょっとわかんないという気がいたします。

やはり去年の9月に契約をして、その中で基準ですとか、いろんな要綱ですとか、それからそれぞれの募集要件含めてですね、その分の見合って、今言われましたけれども、行政と指定管理者と協議をして、契約をしたと。今、リスク云々というお話ししましたけれども、その部分については、まだ決着ついていないということだと思っております。

それは、申し訳ないですけど、9月に契約して、いま3月ですよ。この期間というのは、何もやっていないですよ。

契約した方の中で、いまここで指定管理者に、3,000円上げるから、料金をこうするから、何とかという協議をなされたというお話ですけども、これは、非常にその行政としてですね、やっちゃいけないことではないかなというふうに、私は思うんです。

ですから、料金設定の根拠がですね、指定を議会で議決したわけですから、その後やっぱり、変わるということがいかなものかなというふうに、一点思います。

それと、公益の契約のあり方も含めてですね、こういったことでもいいのかどうかといったことも、ちょっとお聞きをいたしたいし、それから、これも去

年ですかね、1定で富良野市の使用料手数料という設定の基準の条例をやったと思うんですよ。

その中で教育長は、広域の料金ですね、正当性を言っていましたけれども、何て言うんですか、サービス性質分類判断シートみたいなことで、いろいろと御説明いただきましたけれども、その中に、広域の料金の設定するですね、富良野市としてのものはありましたか。広域の料金の判断する部分というのは、あの中に入っていましたか。

その辺も含めて、その整合性含めてですね、どうあるのかといったこの3点についてお聞かせ願います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 公的な契約として9月に行われた契約が、ここに来てこういう状況になっているのはいかがなものかという話だと思います。

契約自体、不測の事態というのはあるというふうに思っていますので、それで、先ほど申し上げました、双方が協議するという項目を設けているところございまして、これについては、双方がお互いにどういう状況になるのかという話をしなきゃならないということで、先ほど答弁させていただいたところでございます。

それから、先ほど、公的、公共的という、プラス軸ですね、その話をされてございましたけど、その中に、広域云々というのはございません。公共性があるか、ないか、という部分が使用料の表になっているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 17番日里雅至君。

17番（日里雅至君） 全然答えになっていないような気がしております。

やはり、この分の指定管理者が9月に決定されて、何も動いていない状況の中で、だからその部分、指定管理者を基準で決める時に、庁舎内でも相当いろいろな検討なされて、チェックして、それこそ料金から、それこそ時間など、いろんなものを決めていくわけですよ。

それがここに来て、ただ広域の垣根をとりたい。広域のその料金を一緒にしたい。教育委員会といたしてこうしたい。

では、指定管理者の意見というのはどうなるんですか。指定管理者は、そのところをもう一回、きちっとお話しをしていただきたいということと、富良野市の使用料手数料の部分の基準については、ないということがわかりましたけれども、この条例と料金含めてですね、今後の広域の料金の整合性とい

うところを、きちっとお話しをしていただきたいと思います。使用料との整合性でいいです。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 指定管理者とのお話ということでございますが、これまでしてなかったんではないかということで、9月から今まで、その後全然動いてなかったんではないかと。イコールしてなかったんではないかというふうに、ちょっと理解をさせていただいたところでございますので、その点でちょっと説明させていただきますが、先ほど教育長から説明させていただきましたように、状況としては、15,000円が18,000円という、そういう負担をもらわなければ無理ですよ、という話になっていることで、いま、ノウハウを生かして15,000円というふうにやっていただいているのが変わるのではないかとということと、それから、圏域の使用料の決定の方法でございますが、この使用料については、いままでの使用料決定については、ある程度、広域性だとかというものを検討されたというふうに思っています。

この中には、圏域の場合どうだこうだという部分はずですね、まだ議論はしてございません。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続けて御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 日里議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、指定管理者との協議でございますけれども、これまでも協議をさせていただいてきております。

特に、募集段階においてはですね、これは7月段階でございますので、そして9月、議決をいただいて、そしてその後ですね、11月に入って、指定管理者の方々と御協議をさせていただいて、ずっと経過がございまして、その中で、それぞれ、先ほど御答弁をさせていただいておりますけれども、15,000円の共通シーズン券の関係、それを、いま条例で定めております利用料金の設定基準の上限額で、利用していただくという形になってまいりますので、この辺の部分の協議もしているところでもございますけれども、その後ですね、12月1月と、連続して協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

17番日里雅至君。

17番（日里雅至君） 指定管理者の部分のなかで金額云々というのはいいんです。11月からいろいろとお話しなされたというのは。

ただ、時期的にですよ、常識的にですよ、9月に指定管理者の議決をここでやって、それこそ選定方法ですとか選定基準ですとか、設置目的だとか、指定管理者の性質含めてですね、いろんな基準で、行政側から提示されたんですよ。

その部分については、指定管理者と行政側との、きちりと協議をして合意に至ったというふうに、私は感じている。それだけ重いものだと思っております。

それがですよ、9月にきちっと契約したものが、11月に何で、いまのお話しになるんでしょうね。

そこんところを、指定管理者の議決後に、何でこういうことが変わって、起こったのかというのが、わからないということなんですよ。そこんところ願います。

それともう1点、教育委員会の部分ですけども、教育委員会の中で、それこそ広域の枠を外す料金を設定したい、広域の皆さんと交流をしたいというのは行政の都合ですよ。

指定管理者というのは、指定管理者のノウハウを、民間のノウハウを十分に生かして、運営していただいて、民間の方に一生懸命、経済的に頑張っていたきたいと、いうことだと思うんですよ。

それが、民間の方から出てきた話でなくて、行政の方から出てきた話で、9月に議決したものが、11月に行政の方からもっていくというのはいかがなものか、という話をしているんです。そこんところどうですか。どちらでも結構ですけども。

議長(北猛俊君) ここで10分間休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時43分 開議

議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の日里雅至君の質問に御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長(宇佐見正光君) 日里議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、これまでですね、先ほどもいろいろご提案させていただいておりますけれども、富良野地区広域教育圏振興協議会の中で、議論を深めてまいってきたところでございます。

そんな中で、9月の時点で議決をいただいて、指定管理者に5年間ということで、そこで、決定をさせていただいてきているところでございますけれども、その中で、私どもその広域教育圏の中でそれぞれ先ほども御答弁をさせていただいておりますが、

社会教育施設とかスポーツ施設とか、こういうのですね、含めてですね、料金の関係含めて議論をしてきて、その中で、共通理解をした中で、料金というか統一していこうということになってきたところでございます。

そのような中で、10月の時点で私どもの方から、実は、富良野広域連合準備委員会が並行して、いろいろ議論をされておりましたので、その中に私どもも、取り上げていただきたいということで、その話をさせていただいたところでございます。

その中にですね、今回、10月のその確認事項の中に、圏域内の公共施設の圏域住民の利用促進のために、各市町村は、平成20年4月実施をめどに、条例で規定している各施設の市町村民の料金設定を圏域住民に範囲拡大するよう準備を進めるということで、確認をさせていただいております。

それで、あくまでもですね、私どもは、条例で定めております利用料金の設定基準の上限額、それが18,000円になってございますので、その分含めてですね、先ほど御答弁をさせていただきました、11月の時点で、指定管理者の方々と御協議をさせていただいたという経過でございますので、ひとつそれを含めて御理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長(北猛俊君) そのほか質疑ございますか。

5番千葉健一君。

5番(千葉健一君) いままでのお話の中でですね、富良野市民の体力だとか健康管理だとかということで、富良野市民を優先的に、またかつ、沿線ということでございますけれども、条例内の最高限度額だから数字が動いたわけではないんでしょうけれども、実質一番ですね市内で、このことを楽しみにして健康管理だとか、体力づくりをされている方々にですね、一番高いしわ寄せがいくというのがですね、どうも理解ができないのです。

そのことの説明をお願いしたいなというふうに思います。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) 御答弁申し上げます。

先ほど、東海林剛議員のときにも説明をさせていただきましたように、その負担が市民または指定管理者に及ぶような状況では、やはりまずいだろうということを考えてございますので、それについては、そうならない方向ですね、検討してまいりたいということでございます。

以上でございます。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

5 番千葉健一君。

5 番（千葉健一君） 料金がそうなんですけれども、なぜですね、そちらの方にだけいったのかというのがちょっと理解できないんですよ。

1 日券なり、ほかの回数券なりでも、価格のことはわかりました。

すみません、今のは削除します。

議長（北猛俊君） そのほかございませんか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 先ほどから、市民を優先する、この基は本変わらないという答弁を何度もいただいているんですけども、料金設定で 500 円が 300 円になるっていうことは差別、区別されないっていう同じレベルになるわけですから、料金がですね、ということは、特に市民が優先ということでは、これはないと思うんですけども、その辺の確認をもう一度したいのですけれども。

それで、しかし、それであっても、市外で上富良野町、中富良野町でできるんだから、了承してくださいのようなことであれば認識が変わるかと思うのですけれども、その料金設定の中で、300 円、300 円ということになるわけですから、その意味では、市民をなぜ、その優先するという基本が変わらないと言い切れるのか、その辺をもう一度、お伺いしたいと思います。

それから、いま 18,000 円ですか、シーズン券のお話がありましたけれども、これは、市内の 3 つのパークゴルフ場に限ったもので、ほかの地域には共通にはならないのを確認させていただきたいと思います。

それで、指定管理者との関係で副市長からもいろいろ御答弁ありましたけれども、例えばですね、当日券の欄だけ見ますと、市内の方が 5,867 人、市外の方が 5,864 人、3 人しか違わない、ほとんど同じぐらいな数字となっております。

市外が全部圏域とは限りませんから、多少この数字が違うのかもしれませんが、その合計の売り上げの金額が 176 万円と 293 万円、120 万円近く、ここで収入が変わります。

そうすると、指定管理者の収入が減るということになります。それをシーズン券の 3,000 円を上限まですることによって、果たして、指定管理者がこの穴埋めができるのかどうなのか。本当に心配だと思います。

日里議員からもありましたけれども、指定管理者の運営が、きっと大変なってくるだろうと思います。

この 300 円という設定は、この条例で決まっていますから、上げることはできないでしょうけれども、

指定管理料として経営を助けるために市からの指定管理料を上げざるを得なくなるという状況が生まれないのか、どうなのか。どのように考えているのか。

その点お伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 佐々木議員の御質問にお答えをさせていただきましても、先ほどから御答弁をさせていただいておりますけれども、パークゴルフの関係につきましても、市民の健康づくり、市民の体力づくりということを含めて、これまでも取り組みをさせていただいておりますので、まったく基本はぶれてはいないと考えています。

それから一つ、利用の関係ですね、先ほども御答弁をさせていただきましたけれども、条例で利用料金、議決をいただいておりますので、その設定基準の上限を今回、それで利用いただくということでございますので、ひとつその分をご理解いただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 続けて御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 先ほど来、説明させていただいておりますように、市民への影響、それから指定管理者に対する影響、今、佐々木議員がおっしゃられたような、影響があるというふうに認識しておりますので、その辺を含めてですね、指定管理者の方と協議をさせていただいてまいりたいというふうに思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 検討していくということですね、9 月に条例で決まったことが変わるということですよ。

確認いたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 御答弁申し上げます。

先ほど、リスク負担の話でさせていただきましたように、その辺の負担を市がしなければならぬというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） その他ございませんか。

3 番広瀬寛人君。

3 番（広瀬寛人君） 先ほどの教育長の御答弁の中で、10 月に、この広域の方に相談をして、その後、11 月に指定管理者の方に相談をしているという

答弁がございましたが、私自身は、この指定管理者制度というものの本質に照らし合わせる時に、本来ならば、まず指定管理者に、こういう変更を考えるということ、まず御相談を申し上げて、指定管理者がそれを受け入れるだけの体力があるのであれば、これはあくまでも、上限の金額を設定しているわけですから、そこには余地があると思うんですが、まず1点、指定管理者制度というものを設けておきながら、指定管理者よりも先にですね、別のところで相談が進んでいくということについて、私は疑問を感じるの、まずその点の見解をお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それから2点目、いまの副市長の御答弁の中で、指定管理者の経営に大きく左右する部分については、何らかの検討を図りたいということでございますが、ある意味、天変地異のようなものでやむを得ないと、いうことであれば理解をするところですが、こういう人為的なものの中でですね、そういう数字が変わっていくということであれば、指定管理者の選定、選定業者、選定金額そのものの抜本的なものに対してですね、信頼度を失うというふうに、私は理解をするんですが、その見解2点をお伺いさせていただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、私ども先ほどから何度か御説明をさせていただいておりますけれども、富良野広域圏の教育圏の中で、決定というか理解をして、そして取り組もう、進めようということで決めさせていただいて、そして富良野広域連合準備委員会の方に諮ったということでございます。取り上げていただくということで。

後先になりましたけれども、その中で、指定管理者にも御協議をさせていただいた。

ちょっと時期がずれておりますけれども、いま御指摘がございますけれども、私どもそういう中で、とり進めてきたということでございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

議長（北猛俊君） 続けて御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 御答弁申し上げます。先ほど天変地異というお話でございました。

リスク分担表の中に、入場者数の見積りの変わった場合、そういう等も入ってございますので、その中でですね、いま、先ほどのお話のように状況が変わると、いうことでございますので、指定管理者の方と協議をさせていただきたいということでござ

います。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） 1点確認をさせていただきます。

副市長の御答弁は、そういう考え方ということ、理解をするところですが、教育長の方の答弁の確認をさせていただきますが、順序は、私自身は逆であると。それは好ましくないことであると、いうふうに考えているんですが、見解をということ、たださせていただきますが、いまの御答弁は逆でも構わないということ、認識しているという答弁と理解してよろしいのか。その1点だけ確認をさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、これ、まずは、確認をしてない中でですね、指定管理の方にということになく、やっぱりしっかりそれぞれの圏域の首長さんたちが正式にですね、やっぱりそういう方向で持っていってどうだろうということを確認してからでないと、その準備というのはできないのではないかなと、こんなふうに私は思うんですけれども、以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほかございませんか。

ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

ここで午後一時まで休憩いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 15 分 開議

議長（北猛俊君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議案第31号、富良野市公園条例の一部改正についての採決を行います。

討論を省略いたします。

本件は決することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議がございませんので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

(賛成者起立)
議長(北猛俊君) 御着席ください。
起立少数であります。
よって本件は否決されました。

日程第 11

議案第 32 号 富良野広域連合の設置について

議長(北猛俊君) 日程第 11、議案第 32 号、富良野広域連合の設置についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本件については、議会運営委員長の報告のとおり精査を要しますので、委員 7 名による広域連合規約審査特別委員会を設置し、これに付託、閉会中の継続審査といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。
よって本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいま設置されました特別委員会委員につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、本職より御指名申し上げます。

佐々木 優 君
大 栗 民 江 君
千 葉 健 一 君
岡 本 俊 君
穴 戸 義 美 君
菊 地 敏 紀 君
東 海 林 剛 君

以上 7 名の諸君であります。

ただいま御指名申し上げます、7 名の諸君を選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。
よって、ただいまお諮りのとおり、7 名の諸君が広域連合規約審査特別委員会委員に選任されました。

ここで、広域連合規約審査特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 17 分 休憩

午後 1 時 25 分 開議

議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
休憩前の議事を続行いたします。

休憩中、広域連合規約審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選の結果、委員長に菊地敏紀君、副委員長に岡本俊君、以上決定の報告がございました。

日程第 12

議案第 34 号 富良野市議会委員会条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第 12、議案第 34 号、富良野市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8 番岡本俊君。

8 番(岡本俊君) - 登壇 -

議案第 34 号、富良野市議会委員会条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件につきましては、本定例会に提案されております、議案第 19 号、富良野市部設置条例の一部改正で、市民部を総務部と保健福祉部に統合することから、改正しようとするもので、第 2 条、第 2 号で規定されている市民福祉委員会の名称を、保健福祉委員会に改めるとともに、当該委員会の所管事項のうち、市民部を削り、保健福祉部、看護専門学校を所管する改正を行うものでございます。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御配慮賜りますようお願い申し上げます、提案といたします。

議長(北猛俊君) これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

本件は決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。
よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13 報告第 2 号 専決処分報告

議長(北猛俊君) 日程第 13、報告第 2 号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

看護専門学校長登尾公子君。

看護専門学校長(登尾公子君) - 登壇 -

報告第 2 号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、去る 3 月 5 日付けをもって専決処分を行った、自動車事故の損害賠償につきまして、同条第 2 項の規定により、御報告を申し上げるものでございます。

平成 20 年 2 月 25 日、看護専門学校教務課用務で、公用車により協会病院に行った際、駐車するために同駐車場を探索していたところ、空いたスペースを見つけ、バックにて駐車しようとした際、左翼に駐車中の乗用車に接触し、相手車両に損傷を与えたもので、その事故で損傷した車両の物損に対し損害賠償を行ったものであります。

損害金は 4 万 650 円であり、富良野市が 10 割の過失割合として示談したため、富良野市の損害賠償額は 4 万 650 円でございます。

幸い、相手方に人身等の被害はなく、大事には至りませんでした。今後とも安全確認の徹底を図り、事故の再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 本報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、本件は、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づく報告事項であります。

以上で本報告を終わります。

日程第 14

意見案第 1 号 乳幼児医療給付事業見直しに関する意見書

議長（北猛俊君） 日程第 14、意見案第 1 号、乳幼児医療給付事業見直しに関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第 1 号、乳幼児医療給付事業見直しに関する意見書につきましては、大栗民江議員ほか 5 名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

いま親たちは、子どもの笑顔に励まされながら、仕事や子育てに懸命に取り組んでおります。

しかし、いまや出口の見えない不況、不安定雇用や低賃金の中で、子どもを産み育てることが困難になっている状況があります。

子育ての大変大きな不安に、子どもの病気があります。子どもは病気にかかりやすく、重症化することもあり、早期発見、治療が何より大切です。

そのためにも、安心して病院にかかるため、医療

費助成制度の充実は切実な願いです。

08 年度の乳幼児医療給付事業見直し案で、乳幼児医療費助成として小学校卒業まで、入院費用個人負担が、3 割から 1 割に軽減されることは、親たちに大変大いに歓迎されることです。

しかしながら、医療保険負担割合が 7 割から 8 割に改正されたことに伴い、道の負担が実質的にこれまでの 1 割から半減されようとしております。これではせっかくの取り組みが有効なものになりません。

また、受診者の初診時の一部負担額も若い親世代にとっては、大きな重荷となります。

乳幼児疾病の早期診断と早期治療を促進して、乳幼児の健康の保持と、福祉の増進を目的として運用されている、乳幼児医療給付事業を縮小する見直しをしないように求め、意見書を提出いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、提出いたします。

御賛同いただけますように、よろしく願いいたします。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件は決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 15

意見案第 2 号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書

議長（北猛俊君） 日程第 15、意見案第 2 号、中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書を、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

4 番大栗民江君。

4 番（大栗民江君） - 登壇 -

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書。千葉健一議員ほか 3 名の賛同をもって、提出するものでございます。

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがございまして。原油、原材料の高騰がオイルショック以

来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格、公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、下請けいじめ、低価格入札が横行し、中小企業は、今や危機的状况にあると言っても過言ではありません。

こうした状況にかんがみ、昨年12月、福田総理は、原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に、所要の緊急対策を指示したところである。

深刻な影響をこうむる中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価を下すものの、今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は中小企業における金融支援策の強化や、経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上げに対して、一段と踏み込んだ対策を講じることが必要である。

我が国企業の99%を占め、日本経済を下支えする中小企業が、健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、政府に対して中小企業底上げ対策の一層強化を図るよう、次の事項について強く要望する。

1、中小・小規模事業者の金融支援をトータルに行うための、仮称中小企業資金繰り円滑化法の早期制定。

2、各省庁所管のもと、数多くある中小企業相談窓口を1本化すること。

3、公正な取引を実現するため、下請代金支払遅延防止法を厳格に運用すること。

4、下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出する。

議員各位の皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件は、決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第16

意見案第3号 道路特定財源の確保に関する意見書

議長（北猛俊君） 日程第16、意見案第3号、道路特定財源の確保に関する意見書を議題といたしません。

提案者の説明を求めます。

16番東海林剛君。

16番（東海林剛君） 道路特定財源の確保に関する意見書。

道路整備は、市民生活の利便、安全、安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがあります。

現在、地方においては高速道など、主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路整備や、開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など、市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っております。また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大しております。

こうした中に、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収の減が生じ、さらに、地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、あわせて1兆6,000億円規模の減収が生じることとなります。

こうしたこととなれば、本市は1億7,000万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新たな整備はもとより、着工中の事業の継続が困難になるとともに、交通事故にかかる道路の維持補修や、除雪さえも十分に行えず、本市の道路整備や道路環境が深刻な事態に陥ることとなります。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう、強く要望するものであります。

よろしく御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 地方自治体にとっては、道路特定財源、これは、一般財源化してこそ、自治体本来の地方分権、これが私はできると思います。

住民のために、生活道路の確保、本当に欲しいものを、地方から、地方として訴えていくという姿勢の方が、私は、大切だということで、私は暫定税率を堅持することよりも、一般財源化すること、これが地方分権、この意見には反するものですが、その点について、一般財源化をすることについて、この暫定税率を堅持するという点については、反対しますが、この一般財源化についてはどう思うのか、お聞かせ願いたいと思っております。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 40 分 休憩

午後 1 時 42 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の宮田均君の質問の関係であります、整理して再度、御質問願います。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） 道路特定財源の暫定税率、これの暫定税率の使い方について、不明確だと、私は思うわけですが、このことについて、暫定税率の堅持、これには反対するところでは。

暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるということは、いまの高規格道路などですね、やはり推進にもつながるといふことから、この暫定税率の堅持には、私は反対するところでは。

これを出すことによつてね。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 43 分 休憩

午後 1 時 44 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮田均君に、整理をして再度質問を願います。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） この、道路特定財源の暫定税率のことについては、いま国民のですね、60%以上がですね、やはり、これについては反対だということの整合性というのをどのように考えているのか、このことについて質問させていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

16 番東海林剛君。

16 番（東海林剛君） - 登壇 -

宮田議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

この道路特定財源の確保に関するこの意見書で

ありますけれども、これについては、全国議長会から、それぞれの市町村に向けてですね、提出の要請が来てるものでありまして、全国知事会初め、地方 6 団体も足並みを揃えて、いわばその地方の道路整備財源の確保ということで行動を起こしているものであり、その中の我々が所属している全国議長会からも要請が来ている内容でございます。

この暫定税率が廃止されることにより、先ほども説明申し上げましたように、富良野においても 1 億 7,000 万円の減収が起きるといふことで、この財源についてはですね、いわば道路新設改良費であるとか、道路維持費、除雪対策、それから、その他ですね、道路関連予算のいわばその起債償還にも充てられている。さらには、橋の耐震補強であるとか、歩道整備、いわばガードレールのない通学路の整備など、こういうものにやっぱり大きく影響してくるものでありまして、本当に年度内成立できないということになると、本市においても大きな、既にそれを前提として予算を組んでいる関係で、大変大きな影響が出てくるといふことなことから、この意見書の提出ということに至ったものでございますので、よろしく御理解いただきますよう、お願いいたします。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件は決することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議がございませんので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（北猛俊君） 着席ください。

起立多数であります。

よつて本件は、原案のとおり可決されました。直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 17

意見案第 4 号 バイオマス推進基本法（仮称）の制定を求める意見書

議長（北猛俊君） 日程第 17、意見案第 4 号、バイオマス推進基本法（仮称）の制定を求める意見書

を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

4 番大栗民江君。

4 番（大栗民江君） - 登壇 -

バイオマス推進基本法仮称の制定を求める意見書、千葉健一議員ほか3名の賛同をもって提出するものでございます。

昨年、気候変動に関する政府間パネルが発表した第4次評価報告書は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温は4度上がると予測し、今後、人間の存在基盤が著しく脅かされるおそれがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講じるよう警鐘を鳴らしています。

対策の大きなかぎを握る、温室効果ガスの削減について、昨年12月インドネシアのバリで開催されたCOP13で、2009年末の妥結を目指してポスト京都議定書の枠組みに関して、交渉を開始することで合意がなされました。

特に、今年は、日本は今年、この交渉の進展に重要な役割を持つ、北海道洞爺湖サミットの議長国であり、世界の温暖化対策、特に京都議定書に加わっていない米国、中国、インドなども含め、すべての主要排出国が参加する、新たな枠組みづくりをリードする使命があります。

そのためにも、自らが確固とした削減施策と、中長期の排出削減目標を示す必要があり、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって、低炭素、循環型社会への移行をはかる道標を示すべきです。

石油脱却に向けてかぎを握っているのが、代替燃料としてのバイオ燃料です。石油産業社会にかわるバイオマス産業社会をも展望し、食糧との競合問題への対応も含めて、日本をあげてバイオマス活用の推進を図るために、バイオマス推進基本法仮称を制定するものでございます。

現在、政府が進める、バイオマス・ニッポン総合戦略を総合的かつ計画的に推進するためにも、同基本法の制定を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員各位の皆様の御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑

を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件は、決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第18 閉会中の所管事務調査について

議長（北猛俊君） 日程第18、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件について、各委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長鶴飼祐治君。

庶務課長（鶴飼祐治君） - 登壇 -

市民福祉、経済建設常任委員会、各委員長からの所管事務調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。本委員会は閉会中、下記の件について継続調査を要するものと決定したので申し出ます。

市民福祉委員会、調査番号、調査第1号、救急医療について。

経済建設委員会、調査番号、調査第2号、調査件名、農村観光都市の形成について。

以上です。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の事務調査について決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よってそれぞれ申し出のとおり、閉会中の事務調査を許可することに決しました。

閉 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で本日の日程を終わり、本定例会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第1回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時53分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 3 月 21 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 千 葉 健 一

署名議員 天 日 公 子